

有害鳥獣を誘引する樹木（柿や栗など）

の伐採費等を**補助**します

有害鳥獣誘引樹木 伐採補助金



生活圏での有害鳥獣の出没を防ぎ、人身被害を未然に防止するため、柿や栗など有害鳥獣を引き寄せる樹木の伐採および処分にかかる費用の一部を補助します。

対象者

- ・市内に対象樹木を所有している方
- ・市内に対象樹木を所有している方の同意を得て伐採等を行う個人または団体
- ・市税に滞納がない方

対象経費

宅地、雑種地および住宅地に隣接する農地など（山林を除く）に所在する、対象樹木の根元からの伐採および処分を、個人または事業者へ委託する場合の費用が対象です。

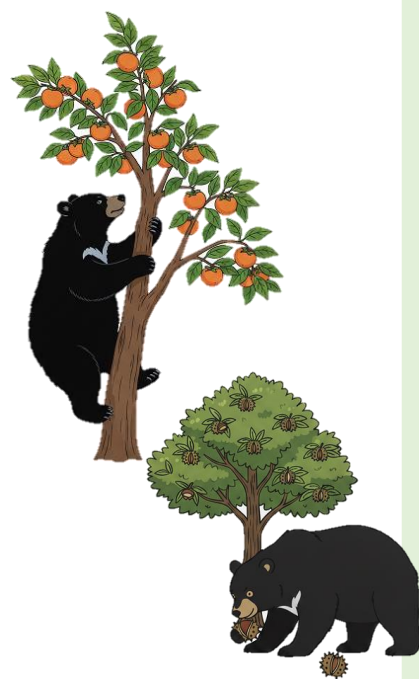
なお、個人へ作業を委託される場合は、事故防止の観点から、受託者は「チェーンソーによる伐木等特別教育」を修了している方に限ります。

※次の場合は対象になりません。

- ・補助金の交付決定前に伐採した場合
- ・委託せずに自力で伐採する場合
- ・樹木の根を掘り取る「伐根」に要する費用
- ・樹木の所有者が不明な場合や、伐採等の同意を得られない場合

補助額

いずれも1本につき
伐採：上限25,000円
処分：上限25,000円



申請受付期間

令和8年4月1日（水）から
令和9年2月26日（金）まで
※令和9年3月31日までに伐採などの作業が完了しない場合は補助対象になりません。

申請書類は、市ホームページからダウンロードできるほか、農林水産課、若美支所、各地域コミュニティセンターに備えています。

<お問い合わせ>

男鹿市農林水産課農業振興班

電話：0185-24-9137



市ホームページ